

# 平成31年第2回(4月)佐渡市議会臨時会会議録(第1号)

平成31年4月19日(金曜日)

## 議事日程(第1号)

平成31年4月19日(金)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第48号から議案第53号まで
- 第4 (総務文教常任委員会付託案件)  
議案第48号、議案第51号、議案第52号  
(市民厚生常任委員会付託案件)  
議案第49号、議案第50号、議案第53号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(17名)

2番	宇治沙耶花君	3番	室岡啓史君
4番	広瀬大海君	5番	上杉育子君
6番	山田伸之君	7番	荒井眞理君
9番	渡辺慎一君	10番	坂下善英君
11番	金田淳一君	13番	岩崎隆寿君
14番	中村良夫君	15番	佐藤孝君
16番	近藤和義君	17番	祝優雄君
18番	竹内道廣君	19番	中川直美君
20番	猪股文彦君		

## 欠席議員(1名)

8番 駒形信雄君

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長 (兼総務部長 事務取扱)	藤木則夫君
副市長 (兼建設部長 事務取扱)	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君

企画財政部長 課(兼企長)	猪 股 雄 司 君	市民福祉部長 部(兼市民生活課長)	後 藤 友 二 君
産業観光部長 部(兼産世推進課長)	坂 田 和 三 君	教育委員会 教育総務課長	渡 邊 裕 次 君
総務課長 総務課(兼選委員局長)	中 川 宏 君	総務部長 総務課	斉 藤 昌 彦 君
企画財政部長 課	磯 部 伸 浩 君	市民福祉部長 高齢福祉課	岩 崎 洋 昭 君

事務局職員出席者

事務局長	村 川 一 博 君	事務局次長	本 間 智 子 君
議事調査係	梅 本 五 輪 生 君	議事調査係	岩 崎 一 秀 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第2回4月佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪股文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、3番、室岡啓史君及び5番、上杉育子さんを指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（猪股文彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る4月17日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、報告します。

会期につきましては、本日1日とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該審査報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。本会議の再開時間は、常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知をさせます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

---

日程第3 議案第48号から議案第53号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第3、議案第48号から議案第53号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成31年度税制改正に伴い、本年3月29日付の専決処分により佐渡市税条例等の一部を改正したことについて、議会に報告し、承認を求めるものです。主な改正内容は、個人市民税において、住宅ローン控除の改正による控除期間の延長等に伴うもの、ふるさと納税制度の見直しに伴うもの、軽自動車税において、グリーン化特例を2年間延長することに伴うものでございます。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成31年度税制改正に伴い、専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担軽減を図るための基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ及び低所得者層の保険税軽減の拡大を図るための5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得基準の緩和を行うものです。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、介護保険法施行令の改正に伴い第1号被保険者の保険料率が見直されたことにより、本年3月29日付の専決処分により佐渡市介護保険条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。主な改正内容は、介護保険第1号被保険者のうち、所得段階の第1段階から第3段階の低所得者層の介護保険料の軽減拡大を図るものです。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ4,182万8,000円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。補正内容は、4月21日に執行される佐渡市議会議員補欠選挙に係る経費で、歳入ではその財源として財政調整基金繰入金を予算計上するものです。

議案第52号 平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,309万2,000円を追加するものです。補正内容は、佐渡市特定施設待鶴荘の介護報酬及び利用者負担金の返還に伴う経費で、歳入ではその財源として繰入金及び諸収入を予算計上するものです。

議案第53号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,194万8,000円を追加するものです。補正内容は、佐渡市特定施設待鶴荘の介護報酬及び加算金が返還されることに伴う経費で、歳入では諸収入を増額計上、歳出では国庫負担金等の返還金を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） これは、過去にも何度もお話もしてきていますが、つまり国民健康保険の限度額、つまり保険料をさらに上げると、最高限度額を上げるということですよ。ついでに、58万円から61万円ということですから、現在の医療、後期高齢、介護納付金を全部合わせると97万円でしょう。つまり国保には低所得者層がほとんどだという中で、これはもう限界で、無理があるのではないかというふうに思うのです。ここに書いてあるように、中間層が一定程度軽減されるというのだけれども、1億円という国保税の枠で、同じものでいうならば若干軽減されるだろうけれども、これが1億5,000万円に国保税がはね上がったなら何の意味もない話だというふうに思うのだが、これはどのようになっていますかということですか。ちなみに、全国市長会でも大問題になっているのですが、所得階層でいうと佐渡市の場合はどの程度でこの限度額に達しますか。それが1つです。

2つ目、2つ目の軽減措置については大変いいことだというふうに思うのですが、どの程度の影響と人数がありますか。

○議長（猪股文彦君） 説明を許します。

後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（兼市民生活課長）（後藤友二君） ご説明いたします。

今回の限度額の引き上げでございますけれども、今ほど議員おっしゃったとおり、中間所得層の保険料負担の軽減を図ることがありますけれども、これはやはり負担の公平ということもございまして、今回限度額を基礎課税分3万円上げて、全体で96万円にするというものでございます。お尋ねの限度額に達する所得額ですが、894万6,000円と考えてございます。

それから、今回限度額のほかに、2割、5割軽減の額が変わります。これに影響するところが45世帯、63名程度と考えてございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 下の軽減措置により影響が出る人数等は、もちろん委員会では細かくやるのですが、教えていただきたいというのが1つです。先ほどの話ですと、佐渡市の場合894万円の所得が限度額、この方が四十何人だかしかいないということでしょう。全体として96万円、ちょっとこれはやっぱり無理があると思いませんか。例えば、あなた方知っていると思いますが、全国市長会のほうでは、限度額の引き上げについては、制度的にはこれ以上限度額を引き上げていくのは限界に達しているのではないか。例えば1人世帯でも660万円で限度額に達する、600万円程度で4人の世帯になっても達する。これはもう限界だというのが全国市長会の中から言われている中身なのです。そうすると、仮に本法が変わったからといって変えるのではなくて、自治事務ですから、佐渡市の考え方としてどのように、全国市長会が言うように、低所得者層に対応するかということにちょっと知恵を絞らなければならないと私は思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（兼市民生活課長）（後藤友二君） ご説明いたします。

限度額の世帯、先ほど私答弁を漏らしてしまいました。9世帯、影響があると考えております。確かにおっしゃるとおり、9世帯の部分に係る限度額上昇によって、その部分の中間所得者層への軽減が図れるということでございます。ただ、先ほど45世帯の方が、5割軽減、2割軽減、合計で影響があるということでありましたけれども、7割軽減の方が5割に35世帯、それから5割軽減の世帯の方が2割軽減に10世帯ということで45世帯ということになります。全国市長会等で我々も国民健康保険の問題については要望を上げておるわけでございますが、なかなか例えば課税方式等の問題もあると国民健康保険では考えておりますけれども、国の段階で今回、佐渡市では税方式を採用してございます。地方税法、それに従って賦課していく賦課限度額を上げざるを得ないということは国段階で決まったものでございますので、この辺は法に従うということで考えておるところでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 私は、あなた方も見ているのだと思うのですが、国の国保事務レベルのワーキンググループの資料を見ながら言っているのですが、先ほど、A市、B市というものを出して、例えば最高賦課限度額に達するところは、A市は800万円、B市は500万円に到達という、佐渡市は894万円とさっき言ったと思うのですが、そういう意味でいうと所得階層が高いということなのか。もっと私は低いのではないかと思ったのですが、その辺はどうですかということ。

それと、もう一つは、全体を足しての限度額について改めて教えてください。私、国の資料を見ながら97万円と言いましたが、基礎課税分、後期高齢者支援金、介護納付金の分、それぞれで、たしか96万円と先ほど言ったような気がするのですが、それぞれ教えてもらえますか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（兼市民生活課長）（後藤友二君） 限度額へ達する所得の考え方は、やはり佐渡市の場合は応能割と応益割とございますけれども、応益割については引き下げたいということで、賦課割合を55対45というようなことで応能のほうに振ってございます。そういう影響もあると考えておりますし、限度額の関係です。基礎課税の部分ですけれども、58万円が61万円に、それから後期高齢者支援金が19万円が19万円、これは据え置きでございます。それから、介護納付金の部分が16万円が16万円ということで、これも据え置きでございます。昨年が93万円で、プラス3万円の96万円ということであるとと考えておりますが、これが改正内容ということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）に

ついて)、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

本案の質疑は歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○19番（中川直美君） いわゆる待鶴荘、介護報酬の不正請求にかかわるものの補正予算なのですが、先ほども提案理由の説明も、この前の議員全員協議会でもあったのですが、国も含めて不正請求額が確定したというのはわかるのです。この不正請求問題はどのように総括をされて、どのような結論になっているかというのは一切ないのだけれども、それはどうなっていますか。それが1つ。

もう一つは、自主返還というのが38カ月分あるということなのだけれども、これはあくまでも佐渡市として任意に自主返還するということなのだろうというふうに思うのですが、それはどういうことなのか、もう少し詳しく教えてください。

一番は、県の監査結果で、改善すべきということで改善指導は、1つ、勤務体制の確保、2つ目はサービスにかかわる適切な業務の実施状況の把握、指導がなされていないということなのですが、これはどのように改善をされているのですか。つまりこれすぐやらなければ、確定したということはこの間のことをきちんと総括をしているわけで、どのように改善をしたのか、お教えてください。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、1点目、この不正請求に関する総括ということでございますが、現在、職員に対し聞き取り調査のほうを実施しております。こちらの聞き取り調査のほう、まだ全て完了していませんので、総括等につきましてはその聞き取り調査が終了後ということにさせていただきたいというふうに思っております。

それから、自主返還分につきましては、今回38カ月分ということで返還のほうを示させていただきました。これにつきましては、県の監査分を含めると60カ月、5年分ということになっております。この不正請求に係る額を確定する際、複数の資料をもとに照合し、確定ということになりましたが、それ以前の5年以前ということになりますと資料のほう全てそろっておりませんので、現在確定できるものといましては今回お示した38カ月分、自主返還のものが全てということになります。

それから、勤務体制ということでございますが、今回問題の一つとなったものにつきまして、職員の兼務体制というものがございます。養護老人ホーム、それから特定施設、それから訪問介護事業所、それぞれ職員のほうが兼務をしております、それぞれ実際自分がどのような事務を、業務を行っているかというものが職員にわかりにくかったというものがございました。それにつきましては、極力兼務のほうを解消いたしまして、職員の方が現在自分がどのような業務を担当しているのかということを知りやすくすることによって、そういった不正の原因というものになったものを排除するというところで現在進めております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 今回の返還金の総額だけでいうと1,300万円余り、これちゃんとやっていれば、これ市民の血税から出ていくわけだ、最終的には。だから、こんなことは起きなかったのだけれども、いまだに総括をしていないって、これどういうことなの。課長もかわっているし。例えばあなた方が私どもに示した資料を見ると、勤務体制のことは、例えば平成30年3月、勤務体制の確保について改善、佐渡市の実地指導で出ている。それで、明確にするとやっているのだよ、そのときも。その後にもずっと来ている。同じようなことが言われている。だから、もう4月になったのだから、そこはしっかり改善をして、不正補助金の確定もしたのだから、やらなかったら、また同じことを繰り返すことになりはしませんか。それが1つ。

もう一つ、無資格者がやったことを有資格者に置きかえて不正請求したということになっているが、あなた方が出した資料では、平成30年9月、施設管理会議において記録の書きかえを是正したが、無資格者の書きかえは改善したが、有資格者同士の記録の書きかえの改善はされなかったとなっていますが、これも同じように不正請求の中身に入っているのですか、入っていないのですか。これは、どのようになっているのですか。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

現在の勤務体制というものにつきましては、不正事案が起らないよう、しっかりと解消のほうをして、現在行っております。

それから、2点目でございます。有資格者が提供した分につきましても、本来訪問介護につきましては、養護老人ホームの職員は訪問介護事業所の職員でございませぬので、養護老人ホームの専任の職員はできないわけでございますが、そういった方がやられたという事案がございました。そういったものにつきましては、今回の不正事案の中に、返還額の中に入っております。

以上でございます。

済みません。説明が不足しておりました。今回の不正事案の総括につきましては、現在しっかりと職員の聞き取り等を行っております、それが完了次第速やかにご報告等させていただきたいと思っておりますし、職員の勤務体制になりますが、繰り返しになりますが、そちらにつきましては問題点の解消のほういたしております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） この施設のあり方も含めて、これは本来介護の施設ではありませんから、養護の施設ですから、全く質が違う、そんな中に介護保険が入ってきたという経過があって、あなた方の資料では、平成18年11月、つまり介護保険が入って、訪問介護ができるようになったと。当初計画した収入より請求できる介護報酬が少なかったことにより、当時の職員で相談し、記録の書きかえを開始したということで、これは恒常的にこの施設ではなっていたというふうに私は見ている。高齢福祉課長が言ったように、なぜこれが起きたかという原因究明ももちろん大事だけれども、今後二度と起こさないという意味では、勤務



体制をしっかり変える云々ということが本当にやられているのですか。例えば昨年度に比べて職員数がふえているとか、ふやしたとかというのがあるのですか。平成30年度は、かなり予算の切り詰めで人件費なんか私切られているというふうに見ているのだけれども、それは一体どうなっていますか。まさに県から指導があったら、それに対する改善方法を必ず書いているのです。だけれども、やってこなかった。今回県の監査の中にもあるように、把握、指導がなされていなかったということは、佐渡市が介護保険の事業者として指導が弱かったということも言われるのです。つまり佐渡市の施設でたまたま見つかったけれども、民間でやっている施設の介護報酬だっただけでこういっていいことがあるのです。全国の介護のトラブルの多くは介護報酬の不正ですから。藤木副市長が言ったように、ほとんどこれ民間事業者がやっているのです。だから、そういう意味でいうと、佐渡市として、事業者としてきちんと点検する能力もどうするかというのがこの後問題になってくるのだけれども、県の監査の報告が出ていて、それにどう対応するかというのはあつてしかるべきでしょう。ないのですか、それも。あつたら出してください。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、議員おっしゃられるように、待鶴荘につきましてはもともと養護老人ホームとして設置されたものが、平成18年の介護保険法の改正により、特定施設という形で介護サービスのほうを実施させていただいたところがございます。その中での人員体制ということでございますが、現在のほうもいわゆる施設の設置基準というものは満たしてございますし、人員の数的には問題ないというふうに考えております。今後の不正事案を起らせないための一つの方策として、現在我々のほうで特定施設、それから訪問介護事業所ということでサービスを実施しておりますが、そのサービスを外部に委託をするということも検討しなければならないというふうに考えております。

それから、指導体制につきましては、今回私ども指導体制のほう、市の指導体制というものも改めて見直す必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 全協で配られた資料1-4のところに不正請求の期間は平成28年12月から平成30年11月の24カ月のサービス分、返還対象期間は平成29年2月から平成30年11月の22カ月間というふうになっております。ここの2カ月間の部分が返還の対象の期間にならなかった理由をまず説明をいただきたいと思っております。

それから、予算書のほうで、今回の不祥事によって、財政調整基金のほうから1,058万2,000円を取り崩して、返還に充てるということでございます。市民の大事な税金といいますか、財産から、この不祥事が起きたことによって、返還に使わなくてはならなくなったということで、非常に困った事態になったわけですが、民間の事業者でしたら自らの法人等なりの財産の中からそれを捻出して、その後の経営の中でそれを補填するというか、取り返すというか、そういう努力が当然なされるのだらうと思っておりますけれども、この施設については佐渡市の公営企業でもありませんし、特別会計のところでもございません。一般会計の中でやっている事業所になりますが、そこらあたりのこれからの取り組みといいますか、それについてどのようにお考えなのかを説明いただきたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（兼市民生活課長）（後藤友二君） ご説明させていただきます。後段のほうのご質問からお答えをさせていただきます。

私ども今回こうすることで、制度が始まる当時、外部委託型を選択して、介護サービスを利用させていただきました、必要な方について利用させていただきました。この後であります、当然まずは正していくというのが先ほど高齢福祉課長答えたとおりでございますし、我々この後の方策も、市の市営施設、ほかにもございますけれども、これもあわせて、一緒に考えていかなければいけないと考えておりますので、先ほど総括という話もございましたが、聞き取り等を終えて、きちんと原因を究明して、そのあたりの中でまた今後の施設そのもののあり方についてお示しをしていけたらなということで考えてございます。

前半のほうは、高齢福祉課長のほうから説明させます。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

監査期間と返還期間の差というものでございます。今回新潟県、監査期間でございますが、先ほど議員おっしゃられましたとおり、平成28年12月から平成30年11月の24カ月というふうになっております。ただ、それにつきまして返還の対象期間なのですが、こちらは介護保険法第200条第1項の規定により、時効が2年というふうに定められております。そのため、2カ月分、平成28年の12月分と平成29年の1月分につきましては時効により消滅のほういたしました。したがって、返還につきまして、県の監査分としましては22カ月分ということでお示しのほうさせていただきました。ただし、この時効により消滅しました2カ月分でございますが、私ども自主返還分のほうに加えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 細かい部分は、私は所管ですので、そちらのほうで質疑をさせていただきますが、最初の市民福祉部長が答えたところで、同僚議員の質問で、まだ総括はできていないという話ですが、この事態が発覚した2月定例会の中の議員全員協議会の中で市長は、この後、本事案に関係した職員に対して追って厳重な処分を行いますということで答弁をしておりますが、けじめをしっかりとつけることがとても大事だと私は思っています。やはり公が営んでいる事業ではありますけれども、佐渡市は民間の事業者を監査する立場にある、そこがこういう間違いを犯してしまったということは非常に問題が大きいというふうに感じておりますので、ここの総括なりけじめをしっかりとつけて、それから本来の養護老人ホームとしての立ち位置としてどうするのかという部分、それから先ほど市民福祉部長が答えましたけれども、ほかのこういう佐渡市が事業をしている部分についても当然同じようなことが出てくるかもしれませんので、そここのところがもうこれからは起きないように仕組みづくりをしていただきたいと思いますので、きちりとした発言をいただきたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員ご指摘の部分について、2つあると思っております。

1つは、先ほど来高齢福祉課長のほうで説明させていただいておりますが、OBを含め、かなりの人数のヒアリングをしなければいけない中で、今1日2人ぐらいのペースでしかできていない、OBの都合も

ありますので、その中で今3分の1ぐらいヒアリングが終わったということを報告受けております。全数のヒアリングを完了した上で、それぞれの聞き取り内容にずれ等があった場合、それを事実関係の確認等の作業もしなければいけません。その意味ではもう少しちょっと時間がかかるということでございますし、先ほど言いましたように、5年以上前のものは全て資料がそろっているわけでもございませんので、聞き取りを踏まえた中で、もう一回事実確認をどこまでするかということがございます。

それと、今後の組織体制についてでございますが、現状待鶴荘の中に3つの事業が混在しているという形をこれまで長くとってきた部分がございます。これも今の形は決していい形ではないと、そこをしかも職員が兼務していたという部分もございますので、そここのところの組織修正も含め、この執行停止期間の3カ月間の中で全部しっかりそここのところの体制を、聞き取り結果を踏まえた総括、そしてその後の待鶴荘事業に対する再編ということをしかりまとめたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 先ほどから総括という言葉が出ていますが、この件について総括をする体制というのがどうなっているのかを教えてくださいたいのです。先ほどから、この佐渡市で起きたことというのは、本来市は民間事業者に対しても指導する立場であると。つまり今回の総括についても、客観性というものが担保されるものであるべきだと。しかし、その総括というのがそのような体制になっているのかどうか、どういう形でその総括の体制を組まれているのか、私たち全然知らされていないので、そのことを教えてくださいたいです。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

現在その総括をする過程の中の聞き取りの段階でございます。聞き取りにつきましては、平成18年度の制度開始当時から不正期間中まで勤務された方、退職者の方を含めて49人いらっしゃいます。その方の聞き取り調査というものを現在行っているところでございます。ただ、この聞き取りにつきましては、今回そもそもの不正の事案が、1つの施設内で3つの事業を運営する介護保険制度という非常に複雑な制度でございました。聞き取りをする職員についても、その制度に精通されている方、職員が行うべきということで我々体制を考えております。さらに、同じ視点で聞き取りを行うべきということも考えておまして、1班2人体制で聞き取り調査というものを行っております。現在聞き取りにつきましてはお一人当たり1時間半はかかるような形でございますし、施設の業務に支障がないというようなスケジュールでも進めていきたいというふうに思っております。この聞き取り調査が終わりましたら、私ども高齢福祉課のほうで内容のほうを精査し、今後市内のほうで再発防止等に向けての検討を、総括に向けての検討を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 今手続については丁寧に説明していただいたのですが、私が聞いているのは体制です。というのは、例えば去年の水道管の凍結と破裂のときにも、結局総括したのは一体上下水道課なのか、防災管財課なのか、それも私たち事前に知らなかったですし、その中に教育委員会が本来かかわっているべきものも全く抜けていたので、総括がどのような体制で行われて、誰が指揮官、例えばどこがそこに、

例えば高齢福祉課が入っていたり、市民生活課が入っていたり、あるいは副市長が誰か入っているのか、誰が入っているのか、そういう体制について教えていただきたいのです。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今高齢福祉課長から説明させていただきましたように、OBを含めた聞き取り調査等については、この制度をはっきり把握しているメンバー、固定メンバーでやらせてもらっております。その辺の材料を全部そろった上で、高齢福祉課のほうでその材料をもう一度確認させていただきます。その後につきましては、私も含めましてトータルで、どのような形の組織に再編をするか、さらにこの十何年間の部分のどのような処分をすべきなのかというような検討については、これはもう私を筆頭に全庁的な形で総括のまとめはしなければいけないというふうに思っております。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 済みません。ちょっと私の聞き方が悪いのかもしれないのですけれども、どのような体制で、つまり何課が入っていて、そしてそれが定期的に皆さんが会合を開きながらやっているのかとか、前回の事例を今出させていただきましたけれども、最終的に私たちが受け取る総括というものが偏っているものであって、その時点で意見をしても遅いと思うので、今の段階で、どなたがかかわって、どのような体制でこの総括という作業を進めているのか、つまり何に聞き取りしているという、そういう具体的な手続ではなく、皆さんがどのような体制を組んでいるのか。例えばその総括する実行委員会とか、名前があるのだったらその委員会の名前とか、その組織についてをお答えいただきたいのです。

○議長（猪股文彦君） この際申し上げますが、議案第52号は一般会計の補正予算であります。歳入歳出一括ということで議長は取り上げているのですが、プレスにも大きく取り上げている問題で、先ほどからの質疑も弾力的には運用しているのですけれども、予算に対する質疑、委員会では今のような質疑はやっていただいて結構だと思うのですが、これに限られてやっていただきたいと思います。

答弁を許します。

藤木副市長。

○副市長（兼総務部長事務取扱）（藤木則夫君） 待鶴荘問題の検証体制でございますけれども、これにつきましてはご案内のとおり平成18年にこの体制をとってからのことでございますので、今日まで13年間のうみを出し切るようにという市長の指示が出ております。それを受けまして、所管副市長である私、所管部長である市民福祉部長、所管課である高齢福祉課長、それからまさに現場である待鶴荘というライン、ここで仕事としては完結するわけでございますので、その体制の中で、今お話がありました49人、退職者も含めて49人に対するヒアリング、1人当たり1時間半と、それを2人体制でやるという作業を今進めているわけでございます。この検証結果が上がってまいりましたら、当然職員の処分等については、今度は総務部総務課等中心となって、市長の指示のもと検証していくということになるということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑

ありませんか。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 先ほどと同じ関係の不正事案の関係ですが、先ほどとも少し絡んで、また議長から注意をされるかもしれませんが、県の監査結果の通知については、平成31年4月18日まで別紙への記入で改善結果を出せと。先ほどは何かないようなことを言うが、出せと。18日もう過ぎていますよね。きのうですから。それはどうなっているのかを教えてください。

それと、事業者であって、今回の場合は不正の事業者でもあるということなのだけれども、先ほどから問題になっている実際の指導やあれするための予算をしっかりとっておかないと、民間も含めてこれを行っている可能性があるのではないかと、その辺はどのようになっていますか。例えば2019年では過去最高の虚偽報告、介護事業所の指定取り消しがあるわけですが、そういう意味でプロフェッショナルの方がいないから、指導や監督をするプロフェッショナルの方がいないから、こんなことが起きていると思うのですが、その辺の予算はどうなっていますか。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、今回行政処分を受けるに当たって、県のほうからもいろいろご指導等いただきました。それにつきましては、しっかりと取り組んで、行っていきたいというふうに思っております。

それから、私ども指導体制につきましては、現在市の体制としましては高齢福祉課の職員、行っておりますが、それにつきましては専門家のアドバイス等を活用しながら、しっかりとまた体制のほうを新たに見直しまして行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 県の指導ではないでしょうか。県の監査結果について、監査の結果について改善計画を18日までに提出という文書が来ているのではないですか。指導を承っていますなんていう話ではないですよ、あなた方。監査結果の改善計画を別紙で提出と、18日まで。出しているのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

先ほどは大変申しわけありませんでした。私の答弁、説明のほうが悪かったです。確認いたしましたところ、県への期限、18日まで、結果、それに対する回答というものはいたしておりました。大変申しわけありませんでした。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） そうすると、2回目でもいいですけども、先ほど一般会計のときで聞いたのです、私は。県の監査結果で改善計画はやっていないと、さっきの答弁。虚偽答弁ではないけれども、そんな話になる。ちゃんとこれ資料を出させてくださいよ。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

事前にちょっと配付のほうをできずに申しわけありませんでした。委員会の審査のときまでにはお配りしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（猪股文彦君） この際、執行部に申し上げますが、それ、できておるものなら、委員会だけではなくて、本会議場の進行発言ですから、議員全員に配付するようにしていただきたいと思いますが。

もう一回、岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

資料のほう、大変申しわけありません。今ちょっと私の手元のほうにございませんで、これから取り寄せて、委員会までには皆様にお配りしたいというふうに思っております。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 先ほど一般会計のときに、私は県の監査結果の報告に基づいて聞いたのですよ。そうしたら、まだ総括と一緒にやっていないようなことを先ほど答弁をして、それで完結しているのですよ。すぐ出させてください。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

---

午前11時04分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

中川直美君の3回目の質問を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） そうすると、議長、一般会計のときの質疑は返してくれないのですね。

○議長（猪股文彦君） 議事進行に協力願いたいと思います。

○19番（中川直美君） はい。今見させていただきました。まず、これがないという認識しか持っていないことが異常……これ本当ですか。三浦基裕、丸印が押していないですね、これ本物ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○19番（中川直美君） 丸印しかないではないか。これ、結果的にいいますと、あなた方、過去のを見えますか。平成30年3月23日、佐渡市による実地指導のとき、それに対する改善と同じことしか書いていないですよ。同じことしか。勤務体制の明確化のために毎月3事業所で勤務実績を作成する、職員の確保が云々ということと、どれも変わっていないと思いませんか。どういう立場でこれと同じこと……これに尽きるということなのですか。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

資料の件につきましては、大変申しわけありませんでした。

今回新潟県のほうから2点、改善を要する事項ということで受けております。勤務体制の確保につきましては、特定施設待鶴荘との兼務をやめ、訪問介護従事の専任とするということで勤務関係のほうをはっきりと明確のほうをしております。それから、勤務表でございますが、特定施設と訪問介護事業所勤務ということに分けておりますので、その中で勤務を明確にしておりますし、現在のほうはその中で勤務管理のほうを行わせていただいております。

それから、2点目でございます。受託居宅サービス事業者への委託についてということで、こちらにつきましても改善の状況ということで、特定施設入居者生活介護事業での受託居宅サービスに係る業務を専任といたしまして、業務内容のほうを明確にさせていただきます。それから、勤務表等をきっちりと正確に策定しまして、業務の把握と管理というものを行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第53号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前11時07分 休憩

---

午後 5時00分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第48号、議案第51号、議案第52号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第49号、議案第50号、議案第53号

○議長（猪股文彦君） 日程第4、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて)。本案は、改正地方税法が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例等の一部改正を同日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、個人市民税における住宅ローンの控除期間の延長及びふるさと納税制度の見直し並びに軽自動車税におけるグリーン化特例の期間を延長することに伴う所要の改正であります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について）。本案は、平成31年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,182万8,000円を追加する予算の補正を本年4月1日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、本年4月21日に執行される佐渡市議会議員補欠選挙に係る経費を予算計上するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第52号 平成31年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、平成31年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,309万2,000円を追加するものであります。内容は、佐渡市特定施設待鶴荘の介護報酬及び利用者負担金の返還に伴う経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、荒井眞理さん。

〔市民厚生常任委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 市民厚生常任委員会委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、改正地方税法が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の引き上げ及び保険税軽減措置の対象となる世帯の所得基準を緩和するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、改正介護保険法施行令が平成31年3月29日に公布されたこと



に伴い、佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、第1号被保険者の所得段階が第1段階から第3段階までの低所得者層について、介護保険料の軽減を拡大するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第53号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成31年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,194万8,000円を追加するものであります。主な内容は、佐渡市特定施設待鶴荘の介護給付費の返還に伴う経費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成31年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第49号及び議案第53号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（猪股文彦君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成31年第2回4月佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時08分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 室 岡 啓 史

署 名 議 員 上 杉 育 子